

令和3年（行ウ）第11号

日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差止請求住民訴訟事件

原告 荒川 照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

意見陳述書

2022（令和4）年7月7日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 安 江 祐

本日付で提出した原告らの第2準備書面について、その要旨を陳述します。

- 1 本件は、被告茨城県知事が日立市諏訪町の日立セメント太平田鉦山跡地に建設を予定している管理型産業廃棄物最終処分場の周辺道路整備事業費として令和3年度予算に計上された5億1200万円の支出の差し止めを求める住民訴訟です。

原告らはこの予算の支出が違法な公金の支出に当たると主張するものですが、その違法性の判断枠組みについては最高裁第1小法廷の平成18年11月2日判決の考え方に沿って主張しています。

その内容は「その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くことになる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合」に、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法になる、というものです。

今回の準備書面では、あらためて本件における違法性の主張を次のとおり整理しています。

- 2 本件における問題点としては二つあります。一つは本件処分場予定地が洪水・土砂崩れの危険性が高いという点です。もう一つは、本件処分場へ廃棄物を搬入するために新設道路を建設することになったことです。

まず、洪水の問題から述べます。

被告は、整備可能地を抽出するための1次スクリーニングにおいて、河川法の「河川地区」など各関係法令の指定区域を除外していますが、本件候補地については、各区域に該当しないとして残しています。

ところで、茨城県は、立地上の制約区域の一つとして「国や県が、それぞれの河川で数百年に1度の大雨が降った場合を想定した浸水範囲を回避すべき範囲として想定」した「浸水想定区域」を定めています。

「浸水想定区域」とは、水防法14条1項2項にいう「洪水浸水想定区域」と同義であると解されますが、そうすると、本件候補地は国や県による「洪水浸水想定区域」の指定がなされていないため、立地上の制約区域ではないとされたということになります。

しかし、「洪水浸水想定区域」に指定されていないからといって洪水や土砂崩れの危険性がないと考えることは誤りです。国土交通省においても、「洪水浸水想定区域」の実質を有するにもかかわらず「洪水浸水想定区域」と指定されていない区域が存在することが前提とされています。国交省が作成した洪水浸水想定区域図作成マニュアルにも、洪水浸水想定区域に指定されないことをもって、浸水の可能性が否定されるものではないと明確に述べられています。

そうである以上、被告は、本件候補地が水防法14条1項2項の定める「洪水浸水想定区域」の実質を有するか否かを個別に調査・分析した上で立地上の制約の有無を判断すべきだったのです。

本件候補地が水防法上の「洪水浸水想定区域」の実質を有し、洪水や土砂崩れの危険性が高

いことは訴状で主張したとおりです。

本件候補地が、水防法14条1項2項が定める「洪水浸水想定区域」の実質を有するにもかかわらず、国や県による指定がないことをもって「洪水浸水想定区域」ではないとして立地上の制約区域に該当しないとした被告の判断は、自らが定めた裁量基準の趣旨に反する評価を行った点で、事実に対する評価が明らかに合理性を欠いたものであり、自らが定めた裁量基準の趣旨からして考慮すべき事情を考慮しないでなされたものというほかありません。

その結果、土砂崩れや洪水による災害発生の危険性が存する本件候補地に産廃処分場を設置することになるのですから、その行為が社会通念上著しく妥当性を欠き、違法となることは明らかです。

3 次に新設道路についてです。

被告が設置した選定会議が3箇所の整備可能地から本件候補地を選定した過程では、「交通安全への影響」の項で配慮が必要として△評価、「自然・文化・観光施設」の項でも周辺の都市公園や市民の憩いの場として利用されている鮎川があり、配慮する必要があるとして、△評価としています。

つまり、配慮は必要だが既存道路を利用して搬入はできるとの判断をしているのです。

しかし、その後の住民説明会で住民の反対意見等が多く出され、「交通問題対策会議」で「既存道路を改良した上でこれを搬入ルートとする案を維持することについて地域住民の理解を得ることは難しいと考えられた。」との結論に達し、道路を新設することを決定して、これを前提に周辺住民や日立市議会・日立市長の理解を得ています。

これはすなわち、本件候補地は、周辺住民の意向を考慮するならば、搬入道路を新設することなくして立地しえないものであったということです。

被告はこのように周辺住民の意向を考慮すべきであったにもかかわらず考慮しないまま、「日立市諏訪町」を整備候補地に選定し、その結果、廃棄物の搬入のために道路を新設することを余儀なくされたものです。

また、選定会議の検討の過程で、概算整備費の項では、本件候補地は約208億円とされ、○評価とされています。しかし、道路を新設するとなれば、道路新設に約200億円を要することになり、概算整備費は約408億円にのぼることになります。他の候補地が、城里町上古内が約262億円、常陸太田市和田町が約202億円であるのに比べて明らかに高額であり、他の候補地についても周辺道路の整備等に費用を要するとしても、本件候補地に比べればはるかに少ない金額で済むと思われま。

この結果は、いわゆる最少経費原則に明白に違反しており、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことは明らかです。

本件候補地の場合、搬入道路を新設することなくして処分場を建設し得ないものだったので、自然環境及び生活環境への影響や懸念、事業効率性についての評価も、処分場建設と新設道路の建設を一体として行われるべきであり、そのようにして評価すれば、他の2箇所の整備可能地の評価を下回るようになったのです。

このように、「住民の意向」を考慮することなく本件候補地を選定した結果新設道路の建設を余儀なくされたわけですが、新設道路と一体となった評価をしなかった結果、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこととなり、その結果、自然環境及び生活環境への影響や懸念、事業効率性についての評価が他の候補地より低い本件候補地が整備候補地として選定されるという社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかな結果を生じさせたものです。

4 以上のとおり、被告による本件候補地の選定及びこれと一体となってなされた本件事業決定は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのものとして違法であり、差し止められるべきものと考えます。

以 上